

令和7年11月12日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分のお知らせについて

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月12日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年11月12日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

＜お問い合わせ先＞

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：末石、日置

電話：092-472-2529





自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大分	直川	1両×115日	鹿児島	喜界	1両×60日
	長峰	1両×113日		大勝	1両×60日
	北馬城	1両×112日		平土野	1両×60日
	戸次	1両×108日		和泊	1両×60日
	別府	2両×30日		笠利	1両×60日
鹿児島	鹿浦	2両×36日 1両×38日		花徳	1両×60日
	赤木名	1両×50日 1両×51日		面縄	1両×60日
	薩摩	1両×101日		川内	2両×30日
	西桜島	1両×100日		種子島	2両×30日
	百引	1両×99日		久慈	1両×26日
	入来	1両×99日		竜郷	1両×25日
	赤尾木	1両×92日		阿室	1両×21日
	古仁屋	1両×60日			